

第2号様式（第12条関係）

令和3年度 第2回大和市情報公開審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和3年7月26日（月） 午前10時00分から午後1時00分
- 2 場 所 大和市役所本庁舎5階 第6会議室
- 3 出席者 大津浩会長、坂田淳一委員、鈴木健次委員、鈴木珠恵委員、福永清貴委員
- 4 傍聴人数 0人（非公開）

5 次 第

(2) 議 題

- ① 行政文書一部公開決定に対する審査請求について（諮問：継続審議）No.197 案件
【文化スポーツ部 図書・学び交流課】
- ② 行政文書一部公開決定に対する審査請求について（諮問）No.219 案件
【市長室 秘書総務課】
- ③ 行政文書一部公開決定に対する審査請求について（諮問）No.226 案件
【健康福祉部 医療健診課】

6 議事要旨

(1) 議 題

- (1) 行政文書一部公開決定に対する審査請求について（諮問：継続審議）
【No.197 案件：図書・学び交流課】

会 長 区分所有建物の管理組合に係る文書の情報公開について事務局から説明する。

事 務 局 前提として、YAMAYO 文化森管理組合は、区分所有法に基づき、本市を含む区分所有者によって構成された「権利能力なき社団」であり、いわゆる第3セクターとは異なる。

他の自治体の裁判や答申の事例についてであるが、第3セクターの文書に関し公開せよとの裁判例や答申例は散見されるが、区分所有法上の管理組合に関するものについては、本件と同様の事案は見受けられなかった。

会 長 本件のように公共施設の占める割合が高い管理組合の財産に関する情報を公開しないことが妥当か、検討が必要となる。

市の区分所有の割合はどのくらいか。

担 当 課 面積割合は9割以上である。

会 長 本件管理組合の法的な性質が第3セクターと異なるのは分かるが、YAMATO 文化森管理組合は公の割合が高いのだから、第3セクターと異なる

り、文書を公開しなくてよいとの結論はおかしいと思う。

委員 市は、シリウスにとっても力を入れている。市民は、YAMATO 文化森は市と一体だと見ているのではないか。

委員 YAMATO 文化森管理組合が第3セクターとは異なるというのは理解するが、第3セクターなのか、区分所有法上の管理組合なのかは、形式的な違いに過ぎない。大和市情報公開条例第1条の目的からすれば、第3セクターと区分所有法上の管理組合は実質的に同一であると解釈できる。法的性質論に拘泥する必要はないと思う。

委員 公共施設の面積割合が9割を超えていることからすると、管理組合の財産権に関する情報であっても、ある程度公開することが必要だろうと思う。

会長 消耗品の実績明細表も非公開であるが、このくらいは公開できるのではないか。条例第7条第2号に該当するといえるのか。

担当課 YAMATO 文化森管理組合は公共施設が入っているとはいえ、考え方は一般のマンションと同様であり、他の区分所有者に関わる情報を公開することはできないと考えている。

【担当課退席】

会長 預金の残高証明書、収支決算書などが黒塗りされているが、これら全てが非公開情報に該当するのか。預金残高は非公開でもよいと思うが、管理組合の収支については、将来、市の財政にも関わってくるので、公開すべきではないか。公共施設の面積割合が9割を超えているということも背景事情として考慮すべきであろう。

以上の議論を踏まえて、答申案を作成し、各委員からの意見を募ることとしてよいか。

【全員了承】

(2) 行政文書一部公開決定に対する審査請求について（諮問）

【No.219 案件：秘書総務課】

【以下、大和市情報公開条例第27条に基づき非公開】

担当課から審査請求の概要、経緯を審査会に説明し、委員との間で質疑応答があった。

(継続審議)

(3) 行政文書一部公開決定に対する審査請求について（諮問）

【No.226 案件：医療健診課】

会 長 文書不存在を我々が納得できるかという話になる。議事録を作成するような会議はなかったため議事録がないということでしょうか。

担当課 そのとおりである。

会 長 指示書等についてはどうか。

担当課 市長が口頭で部長に指示しており、文書による指示は無かった。

会 長 打合せメモもないのか。

担当課 作成していない。

会 長 請求人はそれで納得していないということか。

担当課 請求人の関心事としては条例制定にかかってどのような議論がおこなわれたということである。しかし、議論が交わせるような会議を開催していないため、すれ違いが生じているのが実態である。

委 員 議事録を作成する必要がある会議とはどのようなものか。

担当課 明確な規定はないが、会場を設定し日時、議題を決め、話をして後々のため記録を残すような会議を想定している。実際はそのような会議は行われず、担当者同士の口頭でのやり取り等であった。

委 員 そのような会議を設定するかしないかの判断基準はあるのか。例えば、市長に指示された案件を検討する場合は議事録を作成する会議として開催する慣例等はないのか。

担当課 基準はないが、指示があれば当然行うべきであるし、関係課が会議を開いた方がよいということになれば開催する。そこまでのことがなければ開催しない。本件は市長指示から制定まで非常にタイトなスケジュールで制定された。昨年4月7日に緊急事態宣言が発令され、その直後に市民の皆様にご迷惑を蒙り早くマスクを着用していただくということで会議を開くほどの時間的余裕がなかった。

委 員 本来であれば会議を開くべきであったが可及的速やかにという市長の要請もあり、特例的に制定を優先したということか。

担当課 そのとおりである。

会 長 条例は本来議会の議決だが今回は市長の専決処分である。市民の権利義務の制限にかかる条例については、専決処分による制定は基本的に許されないが、市民に法的義務を課すものではないということで専決処分としたのだろう。

条例策定の検討に当たって作成したメモ等はないのか。

- 担当課 想定 Q&A について、情報収集、調査、他課への相談等をしながら作成していったが、それについてのメモは残していない。
- 会長 議会であれば反対意見等を取りこみながら揉んでいくが、単に行政の部局内で内部的に協議して進めていったとなると、どのような議論が行われたか気になるところである。
- 委員 市長が条例を作ると決めた時、作成を急いで記録が無いということは理解できる。むしろ、想定問答集などはよく公開したと思う。
- 会長 こういう決め方がよいかどうかは別として、ないということで我々が納得できれば非公開はやむなしとなる。

【担当課退席】

- 会長 記録はなさそうである。本日の聞き取りをもって文書は不存在という結論を出してもよいと考えるがどうか。
- 委員 不存在と考える。メールが不存在ということについては疑問もあるが、これ以上の情報はないということで文書不存在による非公開は正当であると決定してもよい。
- 委員 専決処分として制定した、十分な議論がなされていないことの可否についてはここでは触れる必要がないということか。
- 会長 背景説明として緊急事態のため市長による専決処分として、是非は別として簡素化して行政内部で通常の行政処理と同様に記録なしで進めたと推測するしかないということによろしいか。

【全員了承】